

那霸市告示第499号
平成27年3月18日
掲示済

悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示

悪臭防止法（昭和46年法律第91号。以下「法」という。）第3条の規定による工場その他の事業場（以下「事業場」という。）における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出（漏出を含む。）を規制する地域を次の1のとおり指定し、同法第4条の規定による当該規制地域についての規制基準を次の2のとおり定め、平成27年4月1日から施行する。

なお、平成24年4月1日那霸市告示164号（悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示）は、平成27年3月31日限り廃止する。

那霸市長 城間幹子

- 1 事業場において発生する悪臭原因物の排出を規制する地域
第1表のとおりとする。
- 2 指定地域内の事業場において発生する悪臭原因物の規制基準
 - (1) 法第4条第2項第1号に規定する敷地の境界線の地表における臭気指数の規制基準
第2表のとおりとする。
 - (2) 法第4条第2項第2号に規定する排出口における臭気排出強度及び臭気指数の規制基準
法第4条第2項第1号に定める規制基準を基礎として、規則第6条の2に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数とする。
 - (3) 法第4条第2項第3号に規定する敷地外に排出される排出水における臭気指数の規制基準
法第4条第2項第1号に定める規制基準を基礎として、規則第6条の3に定める方法により算出した臭気指数とする。

第1表(1関係)

規制基準の種類	区域の区分	区域	備考
臭気指数	A区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 近隣商業地域 商業地域	図のうち実線で表示した区域
	B区域	準工業地域 工業地域	

(備考)

- この表において、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の規定に定められた地域をいう。
- 規制する地域の詳細図面は、那覇市環境部環境保全課に備え置き、閲覧に供する。

第2表(2関係)

区分	A区域	B区域
許容限度(臭気指数)	15	18

(備考)

この表において、A区域及びB区域とは、第1表の区域の区分欄に掲げるそれぞれの区域をいう。



